

周南市文化財関連施設 施設分類別計画



山口県指定文化財「山田家本屋」



熊毛歴史展示室



山口県指定文化財「徳修館」



鹿野民俗資料展示室



新南陽民俗資料展示室



八代鶴保護センター

平成 30(2018)年 9 月
(令和 5 (2023)年 3 月改訂)
周南市教育委員会

目 次

第 1 章 本計画の目的.....	1
第 2 章 施設の設置目的と経緯.....	1
第 3 章 対象施設の一覧.....	3
第 4 章 施設の現状と課題.....	4
第 5 章 今後の施設の方向性.....	9
第 6 章 計画期間.....	10
参考資料.....	11

第1章 本計画の目的

周南市文化財関連施設施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の文化財関連施設について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産です。我が国及び地域の歴史、伝統、文化等を理解するために欠くことのできないものとして、文化財保護法（昭和 25 年制定）、県文化財保護条例（昭和 40 年制定）、市文化財保護条例（平成 15 年制定）に則り、文化財として指定することによって保護しています。

なお、文化財保護法では、文化財を、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群と定義しています。

(1) 市が所有する指定有形文化財（建造物）

○山田家本屋

山田家本屋は、江戸時代に戸田・湯野を治めた堅田家の重臣である山田家の屋敷であり、もとは戸田地区にありました。その建物は江戸時代に建てられた中門造の木造建築物として貴重なものと評価され、昭和 30（1955）年に当時の県指定文化財保存顕彰規定により保護を受け、昭和 39（1964）年に所有者から旧徳山市に建物が寄贈されるにあたり、毛利町に約 6 割を移築復元し、昭和 41（1966）年に県文化財保護条例により文化財指定を受けました。

その後は公民館として利用されてきましたが、平成 15（2003）年に堅田家の領地であった湯野地区に茅葺屋根に戻したうえで移築復元しました。

○徳修館

徳修館は、江戸時代に三丘を治めた宍戸氏が文化 6（1809）年に創立した郷校で、現在の建物は、後に弘化 3（1846）年に萩の明倫館を模して本堂（聖廟）として新築したものです。県内で郷校の遺構として残る唯一の貴重なものと評価され、昭和 57（1982）年に県文化財保護条例により文化財指定されました。

明治以降、各種の学校施設などに利用された後は、昭和 24（1949）年から県立熊毛北高等学校の施設として使用されていました。平成元（1989）年に県から旧熊毛町に無償譲渡され、平成 3（1991）年度及び平成 4（1992）年度に半解体修理を行いました。

(2) 民俗資料展示施設

民俗資料は産業や日常生活の中で用いられた道具であり、日常的であるが故に価値をあまり顧みられませんでした。高度成長期を迎えた昭和 50 年代以降に全国的に関心が高まり、各地で資料収集や資料館の建設が進められました。

市内に文化財指定を受けている民俗資料は存在しませんが、合併前の旧市町において

失われつつあった資料の収集・展示が進められ、文化財保護の機運を醸成するとともに郷土学習に資する施設として、民俗資料展示施設が整備されてきました。

現在、本市が管理する民俗資料展示施設は、3つあります。

○新南陽民俗資料展示室

旧新南陽市においては昭和46（1971）年度から昭和52（1977）年度にかけ民俗調査が実施され、収集された民俗資料を廃校とした校舎や図書館に保管してきました。その後、平成12（2000）年度に、前年度に閉園した福川幼稚園を活用し、「新南陽市民俗資料展示室」として開館しました。

○熊毛歴史展示室

旧熊毛町においては民俗資料を収集するとともに古代の遺跡からの出土品を公民館にて展示・保管してきました。平成元（1989）年に図書館を新築するにあたり「熊毛町郷土文化保存伝習施設」を開館しました。その後、平成21（2009）年の熊毛図書館の新築移転の際、歴史分野を重視した「熊毛歴史展示室」として改めて開館しました。

○鹿野民俗資料展示室

旧鹿野町においては昭和45（1970）年度から民俗資料を収集し、中学校等に保管してきました。その後、平成5（1993）年度に図書館を新築するにあたり、2階を「鹿野町民俗資料展示室」としました。

(3) 保護ツル飼育施設

特別天然記念物八代のツルおよびその渡来地は、市を管理団体とする国指定の文化財であり、また、ナベヅルは昭和39（1964）年に県鳥とされています。市内には、他に国・県・市によって記念物指定された動物はなく、市が文化財保護及びツル渡来数の増に向けた取組を実践しています。

○八代鶴保護センター

鹿児島県出水市の出水平野に集中するツル類の越冬地分散化を図ることや、減少傾向にある八代のツル渡来数を回復させる「八代のツル渡来数回復対策事業」の中で検討された施設です。出水市で保護された野生のツルを八代に移送し、一定の期間飼育した後、放鳥すること等を目的に、平成18（2006）年度に整備しました。

なお、ツル渡来期間中に監視等を行い、見学者用のスペースもある野鶴監視所は、別に定める「周南市鶴いこいの里施設分類別計画」に含まれていることから、本計画からは除外するものとします。

第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設の分類は全て教育文化施設であり、生涯学習課が所管しています。

図表1 対象施設の一覧

No.	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	山田家本屋	大字湯野4202番地の2	湯野	広域
2	徳修館	大字安田569番地の1	三丘	広域
3	新南陽民俗資料展示室	福川中市町1番7号	福川	準広域
4	熊毛歴史展示室	熊毛中央町1番1号(熊毛図書館内)	勝間	準広域
5	鹿野民俗資料展示室	大字鹿野下1276番地の1(鹿野図書館2階)	鹿野	準広域
6	八代鶴保護センター	大字八代307番地の1	八代	広域

図表2 施設位置図



第4章 施設の現状と課題

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは重要なことです。

本市においては、「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」において、「ふるさと周南」を愛し、高い「志」を抱いて周南の未来（あす）を担う子供たちを、学校・家庭・地域が一体となって育てていくとともに、すべての市民がいきいきと学び続ける生涯学習社会の実現を図ることを目指しています。

そのため、地域の特色ある歴史を伝える文化財や、長い歴史を通じ地域で守られてきた伝統文化に対する理解を深め、自らに生かし、ふるさとへの誇りと愛着をもちながら、継承し発展させようとする心を育むこととしています。

(1) サービス

全体的には、利用者数（見学者数）は減少傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休館などの要因もあり、令和2（2020）年度と令和3（2021）年度については、大きく減少しています。

全ての施設で、入館料等は徴収していません。また、運営コストはおおむね横ばいです。

○山田家本屋

（現状）毎週月曜日及び年末年始を休館日とし、一般見学を受け入れています。見学者への説明や日常的な清掃等は、地元団体である山田家本屋保存会に委託しています。運営コストは地元団体への委託料などを支出しています。

（課題）見学者数が減少傾向にあることから、増加に向けた取組が必要です。

○徳修館

（現状）三丘徳修公園内の施設であり、外観については常時見学が可能です。隣接する三丘市民センターの職員が見回りを行うほか、見学者への説明や清掃を地元団体である徳修館顕彰保存会に委託しています。施設内部については、年6回の定期公開及び地域行事や団体見学にあわせ、地元団体が年間15日程度、見学者の対応を行っています。運営コストは地元団体への委託料などを支出しています。

（課題）見学者数が減少傾向にあることから、増加に向けた取組が必要です。

○新南陽民俗資料展示室

（現状）施設の経年劣化に伴う雨漏り等のため、平成28（2016）年度から休館しています。同年6月からは隣接する福川小学校の余裕教室を一時的に活用し、小学生の調べ学習に対応する仮設展示を行っています。また、一般市民に対しては、新南陽ふれあいセンターを会場に企画展を開催し、民俗資料を活用した普及活動を行っています。運営コストは、説明等の業務に従事する会計年度任用職員の人件費などを支出しています。

(課題) 旧福川南地区コミュニティセンターの施設を活用し、令和5(2023)年度に、(仮称)新南陽民俗資料展示施設として再開する予定としています。新施設においても資料の十分な活用を図るとともに、見学者数増に向けた取組が必要です。

○熊毛歴史展示室

(現状) 熊毛図書館の開館に併せて運営し、展示内容は、熊毛地区の歴史や伝統芸能を中心に紹介しています。運営コストは、熊毛図書館の運営コストに含まれています。

(課題) 展示室に専属職員を配置していないため、説明文を示すなど、見学者に分りやすい展示に努める必要があります。

○鹿野民俗資料展示室

(現状) 鹿野図書館の開館に併せて運営し、展示内容は、鹿野地区の歴史や民俗資料を中心に紹介しています。運営コストは、鹿野図書館の運営コストに含まれています。

(課題) 展示室に専属職員を配置していないため、説明文を示すなど、見学者に分りやすい展示に努める必要があります。

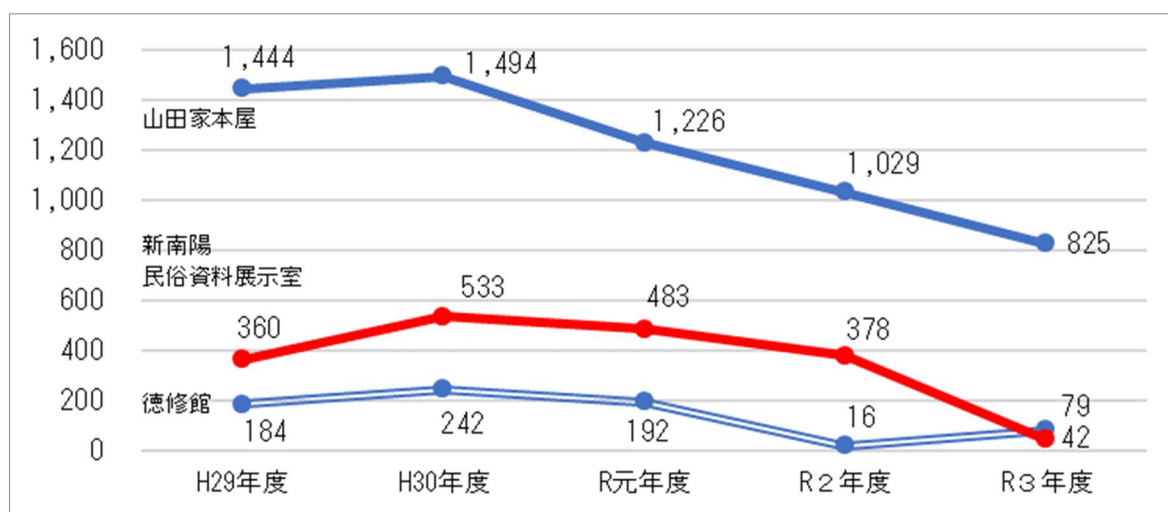
○八代鶴保護センター

(現状) 保護されたツルの飼育施設であり、関係者以外の立ち入りを禁じて、一般市民の利用や見学者の受入を行っていません。令和3(2021)年度までに、28羽の保護ツルを受け入れました。運営コストは、会計年度任用職員の人件費や光熱水費、飼料費などを支出しています。

(課題) 出水市から移送したツルがない場合においても、八代及び県内外において保護され治療が必要とされる野鶴の受入先としての役割も有していることから、常に使用可能な状態として維持する必要があります。

図表3 各施設の利用者数の推移

(人)



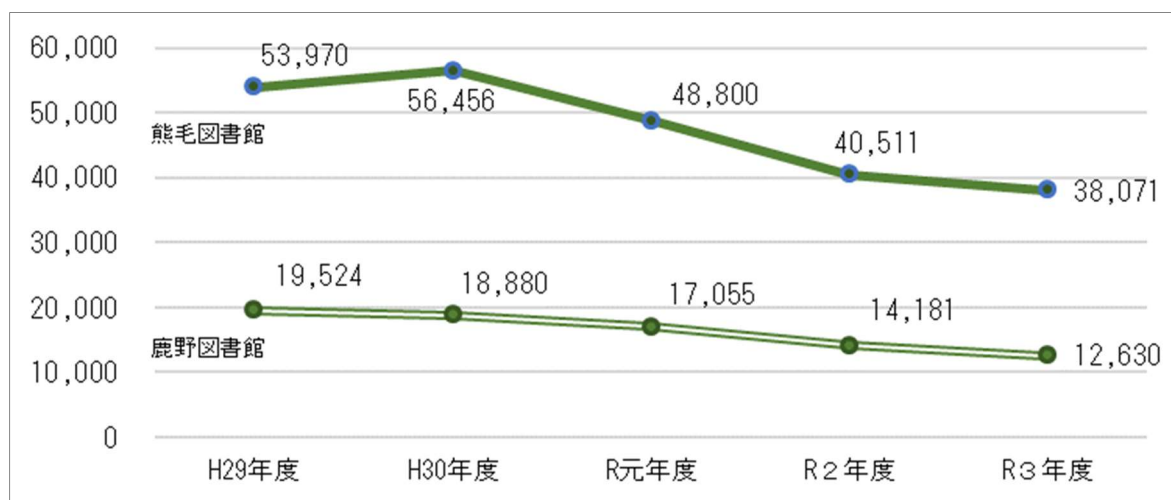
* 令和元年度～3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休館や見学の中止等あり。

* 山田家本屋については、茅葺屋根改修工事实施のため、令和3年度に臨時休館期間あり。

- * 八代鶴保護センターは、一般市民の利用や見学者の受入を行っていません。
- * 熊毛歴史展示室と鹿野民俗資料展示室は、図書館内に開設しています。利用者数の把握ができないことから、直接の比較はできないものの、両図書館の来館者数は図表4のとおりです。

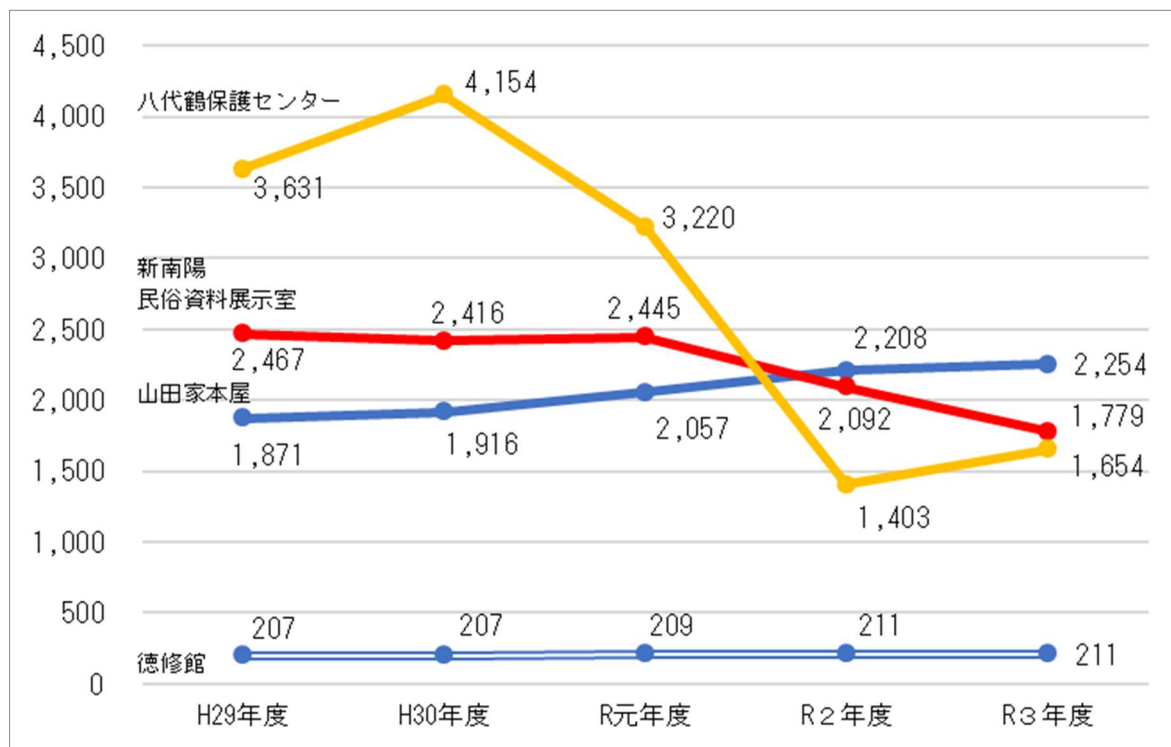
図表4 熊毛図書館、鹿野図書館の来館者数

(人)



図表5 各施設の運営コストの推移

(千円)



- * 山田家本屋の令和3年度分については、茅葺屋根の改修工事に要する経費（4,220千円）を除く。
- * 八代鶴保護センターに要する経費については、鶴保護対策事業として国庫補助対象です。また、令和2年度～3年度については、飼育の有無や期間により支出額が減少しています。

(2) 建物

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料 1】として添付します。

図表 6 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物												
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果	バリアフリー の状況	ハザードマップの状況					
								総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波	
1	山田家本屋	143.90	141.90	江戸中期	W	-	無・不明	—	未対応				0.5～3m		
2	徳修館	97.34	97.34	1846	W	-	無・不明	—	未対応		警				
3	新南陽民俗資料展示室	409.38	257.65	1971	RC /50年	経過	無・不明	—	未対応		警				
4	熊毛歴史展示室	42.66	42.66	2009	RC /50年	未経過	新耐震	(22.40)	全部対応	なし					
5	鹿野民俗資料展示室	290.50	290.50	1993	RC /50年	未経過	新耐震	(42.90)	全部対応	なし					
6	八代鶴保護センター	180.50	180.50	2006	RC /50年	未経過	新耐震	24.40	未対応	なし					

- * 自主点検は毎年実施。なお、山田家本屋と徳修館は、本市作成の劣化判定表による自主点検は項目がそぐわないため行っていませんが、適宜、施設の内容、規模に応じた点検を行っています。
- * 山田家本屋は、江戸中期に建築されましたが、平成 15 年に現在地に移築復元しました。
- * 熊毛歴史展示室、鹿野民俗資料展示室の自主点検は、複合施設のため主要施設実施分を記載しています。
- * 構造：SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）、RC（鉄筋コンクリート造）、S（鉄骨造）、W（木造）
- * 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）において、構造や用途によって記載のもの。
- * 土砂・警…警戒区域、土砂・特…特別警戒区域、洪水・河…河岸浸食、洪水・氾…氾濫流

○山田家本屋

（現状）茅葺屋根の劣化が進行していたことから、令和 3（2021）年度から令和 4（2022）年度に掛けて、改修工事を実施しました。

（課題）改修工事が終了したことから、現時点で課題はありません。工事実施により、今後 15～20 年程度、屋根が維持できる見込みです。

○徳修館

（現状）令和 4（2022）年度に、外れかけていた格子出窓を修繕しました。

（課題）当面、大きな修繕は必要ないと考えられますが、文化財として今後も適切なメンテナンスを行っていく必要があります。

○新南陽民俗資料展示室

（現状）施設の老朽化が著しいことから、休館しています。

（課題）現在の建物は、可能な限り早期に解体する必要があります。

○熊毛歴史展示室

（現状）熊毛図書館の一画にあり、歴史分野に特化して展示しています。熊毛総合支所や

ゆめプラザ熊毛と共用の駐車場も広く、見学者の利便性は高いと考えられます。
(課題) 収蔵スペースが不足していることから、民俗資料は他所で保管しています。

○鹿野民俗資料展示室

(現状) 鹿野図書館の2階にあり、学校やコアプラザかのに近く、近隣の駐車場もあることから見学者の利便性は高いと考えられます。また、エレベーターを設置しており、展示室に隣接して小規模ながら収蔵庫も設置しています。

(課題) 鹿野図書館の屋上防水や外壁の劣化が進行していることから、鹿野民俗資料展示室にも雨漏りが発生しています。

○八代鶴保護センター

(現状) 検疫室を含む管理棟のほか、保護ツルを飼育するケージを4つ有しており、常に保護ツル等の受入ができる状態としています。

(課題) ケージは雨風にさらされる構造であることから、ネットやワイヤーの交換など、今後、小規模な修繕が発生することが予想されます。

第5章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。その後、今後10年以内に優先的に取り組むべき施設を検討します。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

なお、熊毛歴史展示室及び鹿野民俗資料展示室は複合施設であることから、主要施設と連携しながら検討を行います。

一次評価を実施したところ、施設の方向性については、全ての施設で「継続利用（現状維持）」となりました。

自主点検等を踏まえた取組の優先度については、経年劣化による雨漏り等がある新南陽民俗資料展示室が「優先度が非常に高い施設」に、主要施設である鹿野図書館が老朽化により改修が必要な状態となっていることから鹿野民俗資料展示室が「優先度が高い施設」になりました。また、熊毛歴史展示室が「優先度が比較的高くない施設」に、山田家本屋と徳修館、八代鶴保護センターが「優先度が高くない施設」という結果となりました。

一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

○市が所有する有形文化財（建造物）（山田家本屋、徳修館）

有形文化財として山口県の文化財指定を受けている貴重な建築物であり、後世に郷土の歴史を伝えるため保存していく必要があります。

○民俗資料展示施設（新南陽民俗資料展示室、熊毛歴史展示室、鹿野民俗資料展示室）

先人の暮らしの知恵や工夫を学び、後世に伝えていくべきものとして、懐古趣味に陥らず、資料を保存のうえ、学習活動に資するように展示を工夫するなど、十分な活用を図っていく必要があります。

新南陽民俗資料展示室については、令和4（2022）年度に福川南地区コミュニティセンターが旧福川南児童館に移転したことから、旧福川南地区コミュニティセンターの建物を活用し、令和5（2023）年度に、（仮称）新南陽民俗資料展示施設として再開する予定としています。

また、鹿野民俗資料展示室がある鹿野図書館は、屋上防水や外壁の劣化が進行していることから、長寿命化に向けて大規模改修工事を実施する予定としています。

○保護ツル飼育施設（八代鶴保護センター）

特別天然記念物の保護・保存のため、積極的な渡来数回復策である保護ツルの移送・

放鳥のため、また、八代地区内外で発生した傷病ツルの受入を行うため、常に使用可能な状態として維持する必要があります。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。また、各施設とも積極的な周知や展示内容の工夫等により、利用者の増に努めます（見学者を受け入れない八代鶴保護センターを除く）。

なお、図表7の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表7 具体的な方針と実施時期（予定）

No	施設名	主たる建物							一次評価		総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)				
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	取組の優先度	結果		R5	R6	R7	R8	R9
1	山田家本屋	—	W	—	無・不明	—	未対応	洪水	高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					
2	徳修館	—	W	—	無・不明	—	未対応	土砂	高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					
3	新南陽民俗資料展示室	50	RC /50年	経過	無・不明	—	未対応	土砂	非常に高い	継続利用 (現状維持)	移転	解体、コミュニティセンター改修・移転				
4	熊毛歴史展示室	12	RC /50年	未経過	有	(22.40)	全部対応	なし	比較的 高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					
5	鹿野民俗資料展示室	29	RC /50年	未経過	有	(42.90)	全部対応	なし	高い	継続利用 (現状維持)	長寿命化 (使用目標 年数60年)	RC築後30年				
6	八代鶴保護センター	16	RC /50年	未経過	有	24.40	未対応	なし	高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					

＊新南陽民俗資料展示室は令和5年度に新たな施設で再開し、現施設は解体する予定。

＊熊毛歴史展示室及び鹿野民俗資料展示室は複合施設であるため、主要施設の総合評価を記載（対策の内容等は主要施設の施設分類別計画内に記載）。

第6章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9（2027）年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料 1（第 4 章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第4章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表 8 建物の現状一覧（詳細）

↓点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物																																														
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果																																									
								【建築編】																【設備編】												総合劣化度	バリアフリーの状況						ハザードマップの状況						
								1.構造 部材	2.外壁、防水			3.扉、窓			4.床、階段		5.壁、天井		6.附属設備				7.敷地	1.電気設備						2.機械設備																			
								基礎	屋根	ドレン・とい 外壁・ひさし	扉	窓	防火戸	床仕上	階段	内壁	天井	擁壁	門扉	塀 (C B、フェンス等)	排水設備 (側溝)	分電盤	照明器具	スイッチ・コンセント	自動火災報知装置	外灯	非常用照明	避難口誘導灯	エアコン	排煙設備	換気設備	屋内消火栓	給排水配管	ボイラー・給湯器	タンク類		衛生器具	対応	エレベーター・手すり	入口の 段差解消	施設内の 段差解消	多目的 トイレ	該当	土砂	洪水	高潮	津波		
1	山田家本屋	143.90	141.90	江戸中期	W	－	無・不明	自主点検対象外																												－	未対応	－	×	×	×				0.5～3m				
2	徳修館	97.34	97.34	1846	W	－	無・不明	自主点検対象外																												－	未対応	－	×	×	×		警						
3	新南陽民俗資料展示室	409.38	257.65	1971	RC /50年	経過	無・不明	B	C	A	C	B	B	－	C	－	C	C	B	A	A	B	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	－	未対応	－	×	×	×		警						
4	熊毛歴史展示室	42.66	42.66	2009	RC /50年	未経過	新耐震	A	A	C	B	A	A	－	A	－	A	A	A	－	A	A	A	A	A	A	A	－	A	A	－	A	(22.40)	全部対応	○	○	○	○	なし										
5	鹿野民俗資料展示室	290.50	290.50	1993	RC /50年	未経過	新耐震	B	B	A	B	A	C	－	A	A	B	B	A	－	－	A	A	A	A	A	A	－	C	－	C	－	－	－	－	A	(42.90)	全部対応	○	○	○	○	なし						
6	八代鶴保護センター	180.50	180.50	2006	RC /50年	未経過	新耐震	A	A	A	A	A	A	－	B	－	A	A	－	A	A	－	A	A	A	－	A	－	A	－	A	A	－	A	24.40	未対応	－	×	×	×	なし								

*新南陽民俗資料展示室は、建物内が著しく劣化し危険であるため、電気設備と機械設備は点検を行っていません。

*自主点検結果

- ・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。

A：劣化がなく建物の利用に支障なし

B：劣化はあるが建物の利用に支障なし

C：劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある

- ・総合劣化度：建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料 2（第 5 章関係）】 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という 4 つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性がある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設の存在 存在しない ⇒ 存在する ⇒	◇ 民間譲渡 ◇ 廃止
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い			
		◇ 法律等による設置義務付けなし			
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	◇ サービス存続	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	⇒ ◇ 共同利用
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過	⇒ ◇ 廃止
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		建築から30年未満の施設	
		◇ サービス内容が設置目的に即していない		◇ 利用圏域 地域以外 地域	⇒ ◇ 転用 ⇒ ◇ 地域移譲
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減	
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながらないか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過	⇒ ◇ 複合化（集約化）
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館の稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過	⇒ ◇ 複合化（共用化）
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	⇒ ◇ 多目的化
		◇ 今後の利用者数が減少見込み			
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い	◇ サービス存続		◇ 民間活力の拡大 （指定管理、PFI/PPP）
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化(集約化)	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化(共用化)	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用(現状維持)	現状維持のまま継続的に利用します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
継続利用(規模縮小)	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡(売却)します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

図表 9 一次評価結果

項番	施設名	(1) サービス主体の適正化										(2) サービス水準の適正化																
		(1)-1 ・民間によるサービス提供の事例がある					(1)-2 ・市内に同様のサービスを提供する国県の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある					(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している					(2)-2 ・施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている											
		代替性 民間参入 ①	代替性 民間参入 ③	公共性 必要性 ③	有効性 互換性 ②		評価結果	有効性 互換性 ②			有効性 互換性 ③	評価結果	公共性 公益性 ①	公共性 公益性 ②	公共性 公益性 ③	建築 経過 年数 (R4.4.1時 点)	有効性 互換性 ①	評価結果	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	有効性 互換性 ②			評価結果				
		行政以外に サービスを提供する 民間事業者等の 存在を確認し、 民間参入の 可能性はどうか。	市が施策を推進する にあたって、市が自ら 運営主体として関与 しなければならない 施設かどうか。	法律等により 設置が義務づけ られているか。	利用圏域 の中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間		利用圏域 の中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設	補助金などの 代替施策で 対応できる ものが。		今日的な視点から、 設置目的の意義が 低下していないか。	利用実態が 設置目的に即した ものとなっているか。	サービス内容が 設置目的に 即したものに なっているか。		当該施設の 利用実態から、 利用圏域は どうか。		前年度までの 過去3年間の 利用者数の 推移はどうか。	今後の人口減少 社会にあって、 利用者数の 見込みはどうか。	利用圏域 の中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間施 設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象 施設					
1	山田家本屋	可能性はない	関与する必要性が 高い	法律等で 定められているが 必置ではない	存在しない				存在しない			対応不可能			低下していない	設置目的に 即している	設置目的に 即している	-	広域			3年連続で減少	横ばいの見込み	存在しない				
2	徳修館	可能性はない	関与する必要性が 高い	法律等で 定められているが 必置ではない	存在しない				存在しない			対応不可能			低下していない	設置目的に 即している	設置目的に 即している	-	広域			3年連続で減少	横ばいの見込み	存在しない				
3	新南陽民俗資料展示室	検討の余地あり	関与する必要性は さほど高くない	義務付けられて いない	存在しない				存在しない			対応不可能			低下していない	設置目的に 即している	設置目的に 即している	50	準広域			3年連続で減少	横ばいの見込み	存在しない				
4	熊毛歴史展示室	検討の余地あり	関与する必要性は さほど高くない	義務付けられて いない	存在しない				存在しない			対応不可能			低下していない	設置目的に 即している	設置目的に 即している	12	準広域			その他	横ばいの見込み	存在しない				
5	鹿野民俗資料展示室	検討の余地あり	関与する必要性はさ ほど高くない	義務付けられて いない	存在しない				存在しない			対応不可能			低下していない	設置目的に 即している	設置目的に 即している	29	準広域			その他	横ばいの見込み	存在しない				
6	八代鶴保護センター	可能性はない	関与する必要性が 高い	法律等で 定められているが 必置ではない	存在しない				存在しない			対応不可能			低下していない	設置目的に 即している	設置目的に 即している	16	広域			非該当	非該当	存在しない				

項番	施設名	(3) サービス配置の適正化											(4) 事業手法の適正化						検討結果一覧表														一次評価結果	
		(3)-1 ・複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される(利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれるなど)				(3)-2 ・施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサービスを提供している				(3)-3 ・施設が比較的新しくスペースに余裕がある			(4)-1 ・公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか						A： 統廃合	B： 複合化 (集約化)	C： 複合化 (共用化)	D： 多目的化	E： 継続利用 (現状維持)	F： 継続利用 (規模縮小)	G： 共同利用	H： 廃止	I： 転用	J： 民間譲渡	K： 地域移譲	民 活 の 拡 大	受 益 者 負 担 の 見 直 し			
		サービス集約の メリット (メリットあり or 空欄)	建築 経過 年数 (R4.4.1時 点)	評価結果	同地域内で、 施設分類が異なるが同様のサービスを 提供している施設が複数ある。 ※あれば○	貸館の稼働率等を入力	建築経過 年数 (R4.4.1時 点)	評価結果	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	延床面積 (㎡)	建築経過 年数 (R4.4.1時 点)	評価結果	代替性 民間参入 ②	効率性 コスト ①	効率性 コスト ②	評価結果	効率性 コスト ③														前年度の収入と支出の状況から、 受益者負担の割合の妥当性はどうか。 ※公の施設のみ回答		評価結果
前年度までの過去3年間の 利用者数の推移はどうか。	今後の人口減少 社会にあって、利用者数の 見込みはどうか。	施設運営に 民間事業者等のノウハウの活用が 期待できるか。	前年度までの過去3年間の 利用者1人当たりのコストの推移は どうか。						前年度の 利用者1人当たりのコストはどうか。	前年度の収入と支出の状況から、 受益者負担の割合の妥当性は どうか。 ※公の施設のみ回答																								
1	山田家本屋		—				—		3年連続で減少	横ばいの見込み	143.90	—		期待できない	その他	非該当		非該当					○											「継続利用(現状維持)」
2	徳修館		—				—		3年連続で減少	横ばいの見込み	97.34	—		期待できない	その他	非該当		非該当					○											「継続利用(現状維持)」
3	新南陽民俗資料展示室		50				50		3年連続で減少	横ばいの見込み	409.38	50		検討の余地あり	3年連続で増加	高い		非該当					○											「継続利用(現状維持)」
4	熊毛歴史展示室		12				12		その他	横ばいの見込み	42.66	12		検討の余地あり	非該当	非該当		非該当					○											「継続利用(現状維持)」
5	鹿野民俗資料展示室		29				29		その他	横ばいの見込み	290.50	29		検討の余地あり	非該当	非該当		非該当					○											「継続利用(現状維持)」
6	八代鶴保護センター		16				16		非該当	非該当	180.50	16		期待できない	非該当	非該当		非該当					○											「継続利用(現状維持)」

周南市文化財関連施設 施設分類別計画

平成 30 (2018) 年 9 月

(令和 5 (2023) 年 3 月改訂)

本計画は、平成 30 (2018) 年 9 月に策定した
「周南市山田家本屋及び徳修館 施設分類別計画」
「周南市民俗資料展示施設 施設分類別計画」
「周南市八代鶴保護センター 施設分類別計画」
を統合・改訂したものです。

周南市教育委員会 教育部 生涯学習課
〒745-8655 周南市岐山通 1 丁目 1 番地
電 話 0834-22-8621
F A X 0834-22-8814
電子メール ed-shogai@city.shunan.lg.jp